

南伊勢ワークスペースの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南伊勢ワークスペースの設置及び管理に関する条例(令和6年南伊勢町条例第52号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(使用許可)

第3条 条例第7条に規定する使用による許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南伊勢ワークスペース使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により、町長に申請しなければならない。ただし、町が使用するとき又はワークスペースを使用しようとする者で町長が認めるときは、申請書の提出を省略することができる。

(使用許可書の交付等)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、南伊勢ワークスペース使用(変更)許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、管理上必要な条件を付することができる。

2 申請者は、使用許可書の内容に変更が生じたとき又は使用期間を短縮するときは、南伊勢ワークスペース使用許可変更申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて速やかに町長に申請しなければならない。

3 町長は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、許可することを決定したときは、使用許可書により申請者に通知するものとする。

(使用料の納付)

第5条 申請者は、町長が指定する期限までに使用料を納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第6条 町長は条例第9条の規定に基づき、特に必要があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

2 条例第9条による使用料の減免基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 町が使用する場合 免除

(2) 国又は他の地方公共団体が使用する場合で町長が特に必要と認めた場合 免除

(3) 町と共催して使用する場合 免除

(4) 町との協定に基づき協定先が使用する場合で町長が特に必要と認めた場合 町長が認める割合

(5) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急用の施設として使用する場合 免除

- (6) その他、町の福祉、教育、文化、産業、若者定住、子育て、社会事業、スポーツ振興、地域活動及び使用する施設の設置目的に合致し、かつ町長が公益上必要と認めた場合 半額免除

- 3 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用の申請の際に、申請書にその旨及び理由を記入しなければならない。
- 4 町長は、前項の規定による申し出に対し使用料を減額し、又は免除するときは、使用許可書に減免の内容及びその理由を記載するものとする。

(休館日)

第7条 ワークスペースの休館日は定めないものとする。ただし、条例第6条の利用における休館日は次のとおりとし、町長が特に必要があると認めるときは、これを臨時に開館し又は変更することができる。

- (1) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで
- (2) 前号のほか、町長が特に必要と認める日

(利用時間)

第8条 ワークスペースの利用時間は、別表のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(遵守事項)

第9条 申請者及び施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)がワークスペースを使用するときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書に記載した利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 利用時間を厳守すること。
- (3) 許可を受けていない施設等を使用しないこと。
- (4) 火気の取り扱いに細心の注意を払うとともに、備え付けの備品を適切に取り扱うこと。
- (5) ワークスペース内で喫煙しないこと。
- (6) 町の許可なく物品の販売、寄附の要請、その他これに類する行為を行わないこと。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為を行わないこと。
- (8) ワークスペースの利用を終えたときは、直ちに当該施設を原状に回復すること。
- (9) 使用後は清掃を行うとともにごみは、原則持ち帰ること。
- (10) 施設又は備品等を破損若しくは汚損又は紛失したときは、直ちにその旨を町長に届け出て、その指示に従うこと。
- (11) 周辺、他の利用者に迷惑を及ぼす行為などワークスペースの利用にふさわしくない行為を行わないこと。
- (12) その他町長の指示に従うこと。

(許可の制限)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ワークスペースの使用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

- (2) 施設及び備品、設備等を破損又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 南伊勢町暴力団排除条例(平成 23 年南伊勢町条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団の活動を助長し、若しくは暴力団の運営に資することとなる時、又は第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び反社会的行動を行う団体の構成員、暴力的不法行為を行う者並びに公序良俗に反する行為を行う者であるとき。
- (4) その他ワークスペースの管理上支障があるとき。

(同伴者の使用)

第 11 条 町長は、育児等の理由により必要があるときはワークスペースを使用する場合に、利用者の子供を同伴者として入館させることができる。

(立入り)

第 12 条 町長は、ワークスペースの防火、構造の保全その他ワークスペースの管理上特に必要があるときは、ワークスペース内に立ち入ることができるものとする。

2 申請者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(使用許可等の取消し等)

第 13 条 町長は、申請者又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ワークスペースの使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止する(以下「使用許可等の取消し」という。)ことができる。

- (1) 条例の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 使用許可の条件に従わないとき。
- (4) 条例第 4 条第 1 号の規定に基づき南海トラフ沖地震発生時における災害応援拠点等として使用するとき。
- (5) その他ワークスペースの管理上不適当と認めたとき。

2 前項の規定に基づき、使用許可等の取消しをしたときは、南伊勢ワークスペース使用許可等取消通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

3 町長は、前項に規定する使用許可等の取消しにより、利用者が損害を受けることがあっても、これに対し賠償の責めを負わない。

(入場の制限等)

第 14 条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ワークスペースへの入場を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 第 10 条に該当するとき。
- (2) 現に利用者が相当数あって、利用者に対し不利益を与えると判断したとき。
- (3) 条例第 4 条第 3 号の規程に基づき南海トラフ沖地震発生時における災害応援拠点等として使用するとき。

(原状回復)

第 15 条 申請者は、その使用を終了したとき、又は第 13 条各号に規定する使用許可等の取消しがあったときは、通常の利用に伴い生じたワークスペースの損耗を除き、当該使用場所を直ちに原状に回復しなければならない。

2 町長は、前項の規定により直ちに原状に回復されないと認めたときは、ワークスペース利用者の物品を移動及び処分し、それらに要した費用を申請者に請求することができる。

3 前項の規定により、利用者の物品を移動及び処分した場合において、当該利用者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

(使用料の還付)

第 16 条 条例第 10 条にある使用料の返還の基準は次の各号のとおりとする。

(1) 申請者又は利用者の責任によらない理由で利用できなくなったとき。

(2) 利用前において申請者が利用の取消しを申し出て、町長が承認したとき

(3) 条例第 4 条第 1 号の規定に基づき南海トラフ沖地震発生時における災害応援拠点等として使用するとき

(4) その他、やむを得ない事情があると町長が認めるとき

(損害賠償等)

第 17 条 申請者は、施設又は備品等を破損若しくは汚損又は紛失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の場合において、当該損害を避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(事故免責)

第 18 条 ワークスペースが通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該施設内又は周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(インターネットによる手続)

第 19 条 この規則の規定にかかわらず、次に掲げる手続は、町長が別に運用するシステムを用いたインターネットによる手続により行うことができる。

(1) 第 3 条の規定による使用申請

(2) 第 4 条の規定による使用許可

(3) 第 4 条の規程による使用の変更

(4) 第 13 条の規定による使用の取消

(委任)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 8 条関係)

区分		宿泊者の利用時間	宿泊者以外の利用時間
オフィス棟		午前 10 時から翌日の午前 10 時まで	午前 8 時から午後 10 時まで
宿泊棟	共用スペース	午前 8 時から翌日の午前 10 時まで	午前 8 時から午後 10 時まで
	個室	午前 10 時から翌日の午前 10 時まで	午前 8 時から午後 10 時まで

様式第 1 号(第 3 条関係)

(表)

南伊勢ワークスペース使用許可申請書	
年 月 日	
南伊勢町長 様	
(団体にあたっては所在地)	
申請者 住 所	
(団体にあたっては、名称及び代表者の氏名)	
氏 名	
電話番号	
次のとおり、ワークスペースの使用を申請します。	
利 用 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
利 用 目 的	☐ 仕事、作業利用 ☐ その他 ()
利用予定者数	名 ※団体の申請の場合のみ記入
利 用 施 設	オフィス棟 ☐ 2 階ホール ☐ その他 () 宿泊棟 ☐ A 棟共有スペース ☐ B 棟共有スペース ☐ その他 ()
利 用 責 任 者	住 所 氏 名 電話番号 メールアドレス
利 用 形 態	☐ 共用 ☐ 貸切
備 考	【減免を求める理由】 ☐ 町との共催 ☐ 町との協定に基づく使用 ☐ 災害その他緊急やむを得ない事態による応急用の施設としての使用 ☐ その他 ()

備考

- 1 ☐のある欄は、該当する☐の中に✓印を付してください
- 2 使用許可申請書その他提出された全ての書類は、返却しません。
- 3 オフィス棟1階各室及び宿泊棟個室は、一般利用対象外です。ただし、条例第3条第1号から第5号で定める事業として使用する場合はこの限りではありません。その場合は、その他欄及び備考欄に必要事項を記入の上申請をしてください。
- 4 条例第9条の規定に基づき、町長が特に必要があると認めるときは使用料の減額又は免除を行うことができます。使用料の減免を希望する場合は備考欄に減免を求める理由を記入してください。

様式第 2 号(第 4 条関係)

南伊勢ワークスペース使用（変更）許可書

第 号
年 月 日

様

南伊勢町長

(公印省略)

年 月 日付けで利用許可申請のあった南伊勢ワークスペースの利用について、南伊勢ワークスペースの設置及び管理に関する条例施行規則第 4 条の規定により下記のとおり利用を許可する。

1. 利用日時・利用施設・利用形態 別紙使用許可申請の写しのとおり
2. 使用料 円
(減免の場合はその理由：)
3. 遵守事項
 - (1) 許可の条件を遵守すること。
 - (2) 申請書に記載した利用目的以外に使用しないこと。
 - (3) 利用時間を厳守すること。
 - (4) 許可を受けていない施設等を使用しないこと。
 - (5) 火気の取り扱いに細心の注意を払うとともに、備え付けの備品を適切に取り扱うこと。
 - (6) ワークスペース内で喫煙しないこと。
 - (7) 町の許可なく物品の販売、寄付の要請、その他これに類する行為を行わないこと。
 - (8) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為を行わないこと。
 - (9) ワークスペースの利用を終えたときは、直ちに当該施設を原状に回復すること。
 - (10) 使用後は清掃を行うとともにごみは、原則持ち帰ること。
 - (11) 施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を町長に届け出て、その指示に従うこと。
 - (12) 周辺、他の利用者に迷惑を及ぼす行為などワークスペースの利用にふさわしくない行為を行わないこと。
 - (13) その他町長の指示に従うこと。
 - (14) その他ワークスペースの管理に関する諸規程を遵守すること。

様式第 3 号(第 4 条関係)

南伊勢ワークスペース使用許可変更申請書			
年 月 日			
南伊勢町長 様			
(団体にあたっては所在地)			
申請者 住 所			
(団体にあたっては、名称及び代表者の氏名)			
氏 名			
電話番号			
メールアドレス			
利 用 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで		
利 用 目 的			
変 更 内 容	変更事項	変更前	変更後
変 更 理 由			
備 考			

様式第 4 号(第 13 条関係)

年 月 日

様

南伊勢町長

⑨

南伊勢ワークスペース使用許可等取消通知書

南伊勢ワークスペースの設置及び管理に関する条例施行規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり、南伊勢ワークスペースの使用許可を取り消すこととしたので通知します。

記

1 使用許可を取り消す施設

名 称

住 所

棟名・室名

2 使用許可の取消月日

年 月 日

3 使用許可を取り消す理由